

令和元年台風第 19 号により被害を受けた事業者の方へ 消費税の届出等に関する特例について

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和元年台風第 19 号により被災された事業者の方（以下「被災事業者」といいます。）は、次の消費税の届出等に関する特例（以下「災害特例」といいます。）の適用を受けることができます。

このパンフレットの1及び2で紹介している災害特例は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により、特定非常災害として指定された非常災害の被災事業者に適用されるものであり、令和元年台風第 19 号による災害も特定非常災害に指定されています。

1 被災事業者が次の届出をする場合の特例

- ① 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出
- ② 消費税の簡易課税制度を選択する（やめる）届出

被災事業者が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、又は簡易課税制度を選択する（又はやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長にこれらの選択をする（又はやめる）旨の届出書を提出することにより、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

※1 災害特例の適用により、指定日までに課税事業者又は簡易課税制度を選択する旨の届出書を提出した事業者（又はこれらを選択した事業者が被災事業者となった場合）は、課税事業者又は簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

※2 課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円（税抜き）以上のもの）を取得し、その取得した課税期間の確定申告を一般課税で行う場合等には、原則として、一定期間は課税事業者の選択をやめる旨の届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、災害特例により、被災日前又は指定日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した被災事業者は、被災日の属する課税期間以後の課税期間から、これらの届出書の提出をすることができます。

(1) 被災事業者とは

被災事業者とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- ① 指定地域内に納税地を有する事業者

（注）指定地域とは、令和元年 11 月 1 日付国税庁告示第 13 号により申告等の期限を延長することとされている岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域をいいます。

- ② 令和元年台風第 19 号により税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された事業者（所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、期日を指定された事業者）
- ③ ①及び②以外の事業者で、令和元年台風第 19 号により被災された事業者

【例】納税地にある事務所等は、令和元年台風第 19 号により被害を受けていないが、指定地域内にある工場等が被害を受けた事業者

(2) 被災日とは

被災日とは、事業者が令和元年台風第 19 号により被災事業者となった日をいいます。

(3) 指定日とは

指定日とは、次の事業者の区分ごとに、それぞれ次に掲げる日となります（令和元年 11 月 1 日付国税庁告示第 14 号及び令和 2 年 7 月 1 日付国税庁告示第 10 号）。

- ① 指定地域内に納税地を有する被災事業者（上記(1)①の事業者で、②の個別に申告等の期限が延長された事業者を除きます。）
⇒ 令和 2 年 8 月 31 日
- ② 税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された被災事業者（上記(1)②の事業者）
⇒ 所轄税務署長が申告等の期限として指定した日
- ③ ①及び②以外の被災事業者（上記(1)③の事業者）
⇒ 令和 2 年 8 月 31 日

(4) 届出の手続について

適用を受けようとする災害特例の内容に応じ、指定日までに次の届出書を所轄税務署長に提出してください。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 消費税課税事業者選択届出書 | <input type="radio"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 |
| <input type="radio"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 | <input type="radio"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 |

(注) 提出に当たり、届出書の「参考事項」欄又は余白に「令和元年台風第19号による災害の被災事業者である」など令和元年台風第19号の被災事業者である旨を記載してください。

(5) 対象となる課税期間

災害特例の対象となる課税期間は、被災日を含む課税期間以後の課税期間です。

(6) その他

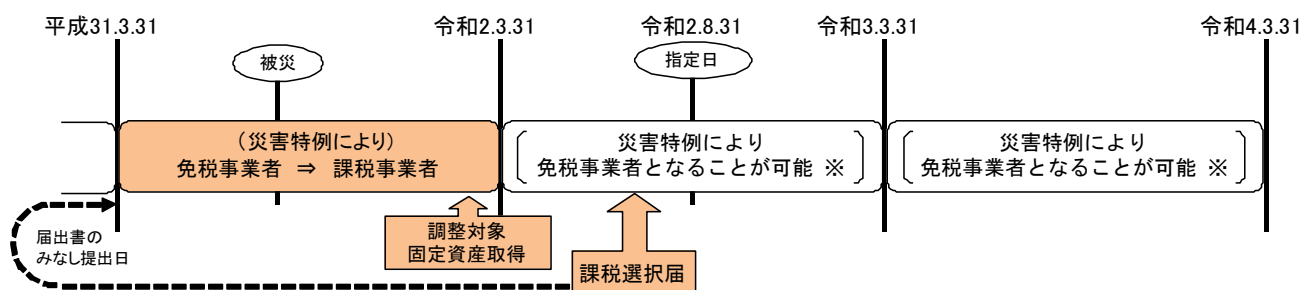
災害特例による「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する前に、仮決算による中間申告書を提出している場合、その中間申告書の内容を遡って変更する必要はありません。

<災害特例の具体的な適用事例（事業年度が1年の3月末決算法人の場合）>

- 例 1 令和元年台風第 19 号により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合
- 例 2 当初、設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、課税事業者を選択して 2 期目に令和元年台風第 19 号により設備投資等を行うことができなくなったため、課税事業者の選択をやめる場合
- 例 3 令和元年台風第 19 号により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合
- 例 4 令和元年台風第 19 号により、帳簿書類を亡失したため、簡易課税制度を選択して申告を行う（翌期は一般課税で申告を行う）場合

(例1) 課税事業者を選択する場合

令和元年台風第19号により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、令和2年3月期について課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和2年8月31日の場合）



※ 事例の場合において、令和2年3月期について課税事業者を選択する場合、指定日（令和2年8月31日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。なお、令和3年3月期から課税事業者の選択をやめる場合には、指定日（令和2年8月31日）までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

④ 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者の方については前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

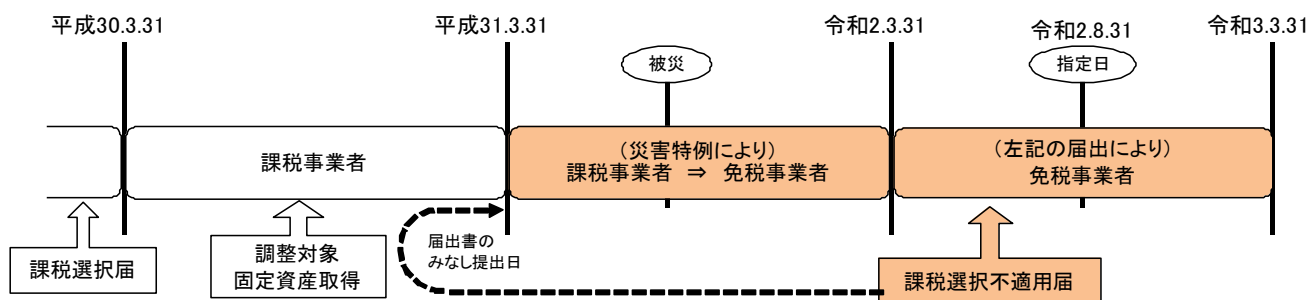
なお、合併・分割等があった場合や特定期間^(※1)における課税売上高^(※2)が1,000万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

※1 特定期間とは、個人事業者の方はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

※2 課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

(例2) 課税事業者の選択をやめる場合

当初、平成31年3月期及び令和2年3月期に設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、令和元年台風第19号により設備投資等を行うことができなくなったため、令和2年3月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（指定日が令和2年8月31日の場合）



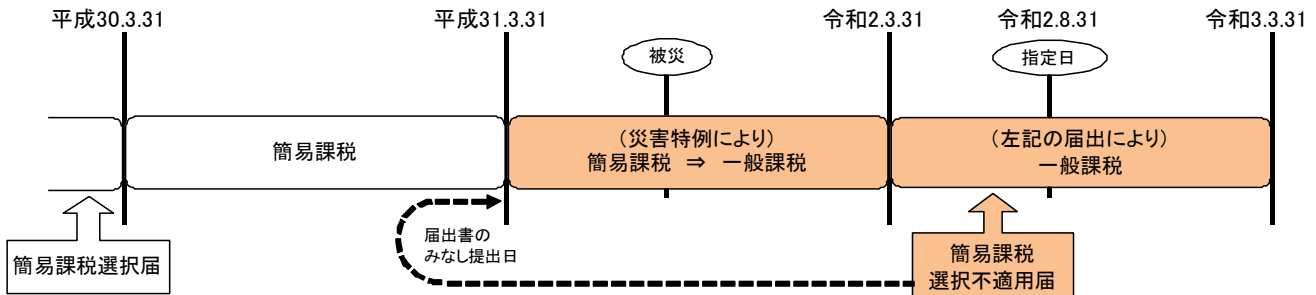
※ 事例の場合において、令和2年3月期について課税事業者の選択をやめる場合、指定日（令和2年8月31日）までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。なお、令和3年3月期から課税事業者を選択する場合には、指定日（令和2年8月31日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

④ 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者の方については前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

なお、合併・分割等があった場合や特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

（例 3）簡易課税制度の適用をやめる場合

令和元年台風第 19 号により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、令和 2 年 3 月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和 2 年 8 月 31 日の場合）



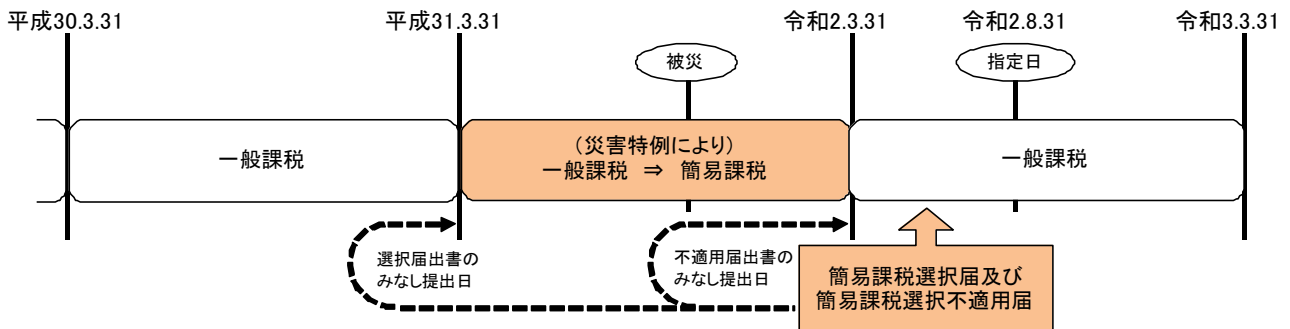
※ 事例の場合において、令和 2 年 3 月期について一般課税で申告を行う場合、指定日（令和 2 年 8 月 31 日）までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。なお、令和 3 年 3 月期について、簡易課税制度の適用を受ける場合には、指定日（令和 2 年 8 月 31 日）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

② 災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を 2 年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者です。

（例 4）簡易課税制度を選択する場合

令和元年台風第 19 号により、帳簿書類を亡失したため、令和 2 年 3 月期について簡易課税制度を選択して申告を行い、令和 3 年 3 月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和 2 年 8 月 31 日の場合）



※ 事例の場合において、令和 2 年 3 月期のみ簡易課税制度を選択し、令和 3 年 3 月期について簡易課税制度の選択をやめるためには、指定日（令和 2 年 8 月 31 日）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」と併せて「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

② 災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を 2 年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者です。

2 次の①から③の場合における事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限の解除

① 被災事業者である新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

新設法人又は特定新規設立法人^(※)が、基準期間のない各課税期間（通常設立1期目及び2期目）中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、取得の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者である新設法人又は特定新規設立法人は、これにかかわらず、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、これらの制限規定が適用されません。

したがって、被災事業者の基準期間ができてからの課税期間（通常設立3期目）以後の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※ 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人をいいます。

特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

② 被災事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産^(※¹)の仕入れ等を行い、その課税期間について一般課税で申告を行う場合、事業者は、その仕入れ等の日^(※²)の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限りです。）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日となります。

③ 被災事業者が高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置^(※¹)の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日から、原則として3年間^(※²)は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません^(※³)、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限りです。）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

※2 棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったもの）にあつては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。

※3 令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受ける場合に適用されます。

(1) 手続

事業者免税点制度の適用制限の解除については、下記(3)に該当する場合を除き、特段の届出は必要ありません。なお、簡易課税制度を選択する場合には、指定日までに（指定日以後においては、その選択をする課税期間開始の日の前日までに）所轄税務署長へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

(2) 対象となる課税期間

被災日を含む課税期間以後の課税期間から、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限が解除されます。なお、被災日以後に高額特定資産を取得する場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合は、被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に限りです。

(3) 令和元年台風第19号による災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受けていない場合

令和元年台風第19号による災害に係る国税通則法第11条による申告等期限の延長の規定の適用を受けていない被災事業者が、当該事業者免税点制度の適用制限の解除の適用を受けようとする場合には、次の事業者ごとに以下の届出書をそれぞれの期日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

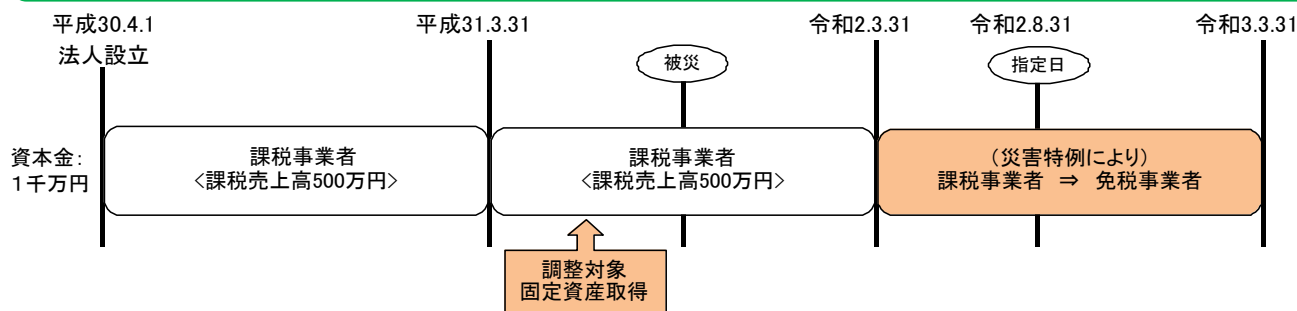
- 新設法人又は特定新規設立法人に該当する被災事業者：
「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）不適用届出書」
⇒ 基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日
- 高額特定資産を取得した被災事業者又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった被災事業者：「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項第2項不適用届出書」
⇒ 高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日

<災害特例の具体的な適用事例（事業年度が1年の3月末決算法人の場合）>

- 例1 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた場合
- 例2 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、当該調整対象固定資産を取得した日の属する課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合
- 例3 被災事業者が被災日以後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合
- 例4 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合

(例1・2) 新設法人が被災事業者となった場合

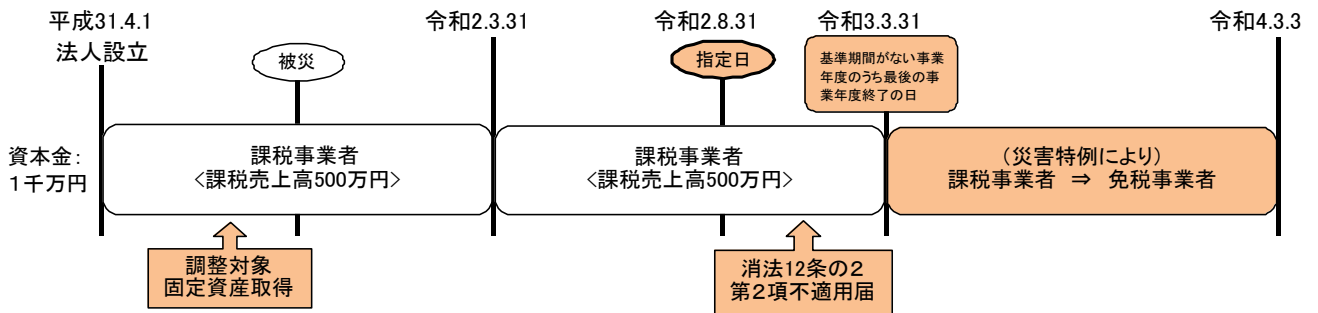
(例1) 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた場合（指定日が令和2年8月31日の場合）



※ 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた以後の課税期間の納税義務の判定については、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

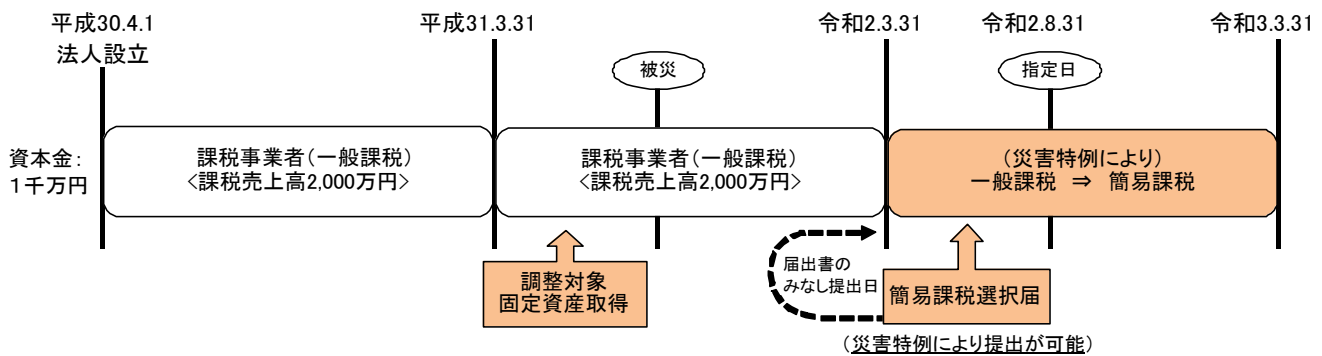
また、新設法人又は特定新規設立法人のその基準期間がない課税期間は、消費税法第12条の2第1項又は同法第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、災害特例により免税事業者となることはありません。

(国税通則法第11条による申告期限等の延長の規定の適用を受けていない場合については、以下のとおり届出書の提出が必要となります。)



※ 事例の場合においては、基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日(令和3年3月31日)までに「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(例2) 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、当該調整対象固定資産を取得した日の属する課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合(指定日が令和2年8月31日の場合)

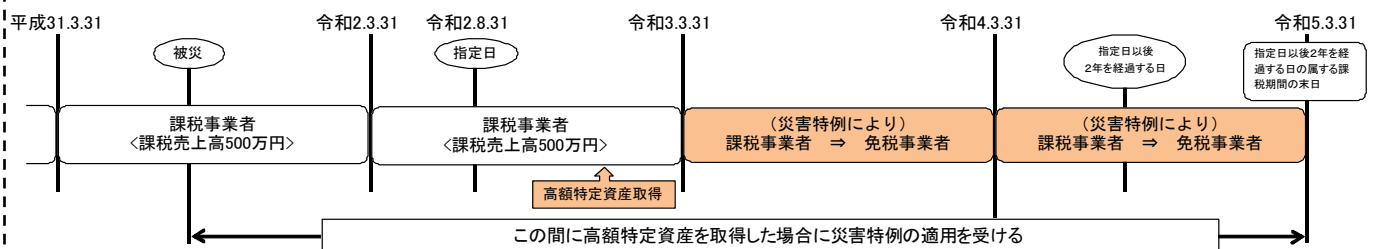


※ 事例の場合においては、指定日(令和2年8月31日)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(注) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

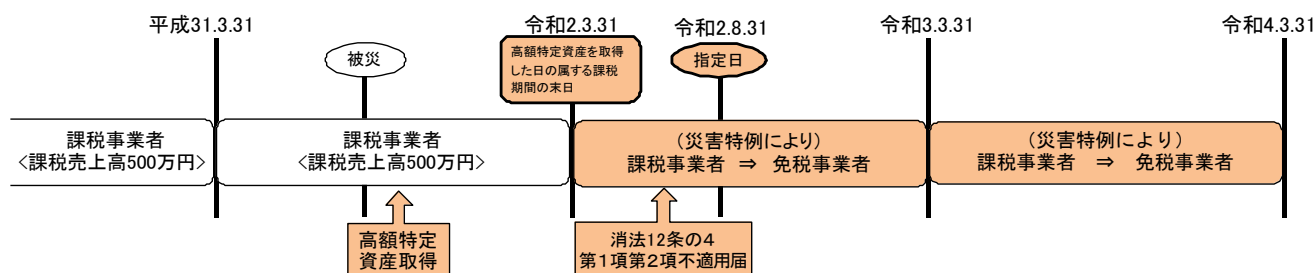
(例3・4) 被災事業者が高額特定資産を取得する(していた)場合

(例3) 被災事業者が被災日以後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合(指定日が令和2年8月31日の場合)



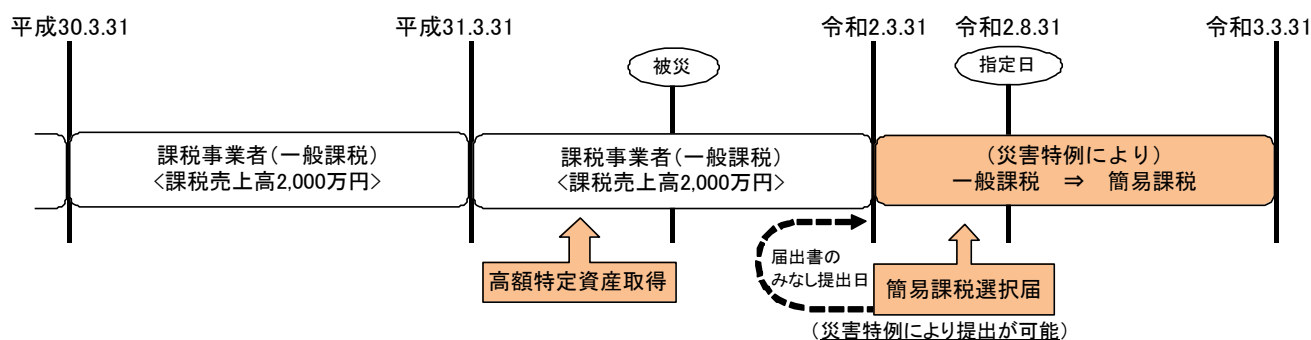
※ 事例の場合においては、災害特例により高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度の適用制限は解除されますので、令和4年3月期及び令和5年3月期の消費税の納税義務の判定については、その基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

(国税通則法第11条による申告期限等の延長の規定の適用を受けていない場合については、以下のとおり届出書の提出が必要となります。)



※ 事例の場合においては、指定日(令和2年8月31日)までに「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項第2項不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(例4) 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合(指定日が令和2年8月31日の場合)



※ 事例の場合においては、指定日(令和2年8月31日)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(注) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

3 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書については提出を要しません。

なお、年3回、年11回の中間申告を行う必要のある事業者のその中間申告期限のみ同一の日となり、確定申告期限と同一の日とならない場合には、この特例は適用されません。この場合、申告期限が同一の日となる複数の中間申告については、中間申告対象期間ごとにそれぞれの中間申告書を提出する必要があります。これは仮決算による中間申告書を提出する場合であっても同様です。

※1 国税通則法第11条の規定による申告期限の延長の対象事業者は、国税庁告示により申告期限を延長することとされている指定地域(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域)内に納税地を有する事業者及び所轄税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された事業者です。

※2 消費税の中間申告が必要な事業者が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などは、前年の確定消費税額をもとにした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。

税に関する災害関連情報を、国税庁ホームページ(ホーム>税の情報・手続・用紙>税について調べる>災害関連情報)に掲載していますので、ご参照ください。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。